

行政文書一部公開決定通知書

30 観名保第 119 号
平成 30 年 10 月 19 日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成30年9月6日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	別紙のとおり		
行政文書の公開の日時及び場所	日 時	平成 30 年 10 月 19 日	午前 午後 時
	場 所	市民情報センター (市役所西庁舎 1 階)	
行政文書の公開の方法	1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴		
行政文書の一部を公開しない理由	別紙のとおり		
備 考	<決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2481		

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日 (審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日) の翌日から起算して 6 箇月以内に、名古屋市を被告として (市長が被告の代表者となります。) 処分の取消しの訴え (取消訴訟) を提起することができます。なお、6 箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

請求項目	No	行政文書の名称	行政文書の一部を公開しない理由
業務報告書 (業務計画書、 各種協議報告書、 技術資料等を含む。)	1	業務報告書	(A)
	2	成果品内容	
	3	業務記録	(A)
	4	6月業務報告書	(A),(D)
	5	7月業務報告書	(A),(D)
	6	8月業務報告書	(A),(D)
	7	9月業務報告書	(A),(D)
	8	10月業務報告書	(A),(D)
	9	11月業務報告書	(A),(D)
	10	12月業務報告書	(A),(D)
	11	1月業務報告書	(A),(D)
	12	2月業務報告書	(A),(D)
	13	3月業務報告書	(A),(D)
	14	要求水準書及び必須項目確認表	(C)
	15	業務計画書	(A),(B)'
	16	契約書(案)	
打合せ記録	17	第1回日別報告書	(A),(D)
	18	第1回会議資料	(A),(D)
	19	第2回日別報告書	(A),(D)
	20	第3回日別報告書	(A),(D)
	21	熊本城視察	(A)
	22	姫路城視察	(A)
	23	仮収蔵庫質疑回答	
	24	収蔵庫参考資料	
単価等調査報告書 (見積書等を含む。)	25	木材調達	(A),(B)',(D)
	26	仮設事務所	(A),(B)',(D)
	27	石垣調査	(A),(B)',(D)
価格交渉等の記録 及び公表資料	28	日別報告書	(A),(D)
会議等の資料、 議事録 (音声データを含む。)	29	価格交渉の内容	
	30	資料1	(A),(B),(B)',(D)
	31	資料2	(B),(D)
	32	資料3	(B)',(D)
	33	資料4	(B),(D)
	34	意見聴取会(第6回)議事録	(A),(D)
	35	「現天守閣の価値評価に係る支援」作業経緯	(A),(C)

現天守閣の価値
評価に係る
技術資料案

36	(1)「名古屋城(天守閣・本丸御殿)の価値」	
37	(2)第3回天守閣部会指摘事項	
38	(3)「名古屋城(天守閣・本丸御殿)の価値」最終版	
39	(4)復元検討委員会用資料案	(C)
40	(5)復元検討委員会用資料案1-2,1-3,1-4	(C)
41	(6)名古屋城年表(分析用)・入場者数	
42	(7)現天守閣と建築基準法	
43	(8)現天守閣の建築概要	
44	(9)現天守閣の評価	
45	(10)日本建築構造技術変遷史	
46	(11)建築技術と関係法制度	
47	(12)技術史関係法令年表	
48	(13)日本建築学会計画系論文	
49	(14)文化庁月報	
50	(15)外国人旅行者数	
51	(16)近代建築ガイドブック建物一覧	
52	(17)城郭復元・復興分析表	
53	(18)ケーソンの歴史	
54	(19)名古屋城関連年表	
55	(20)杭の種類	
56	(21)現天守閣の建築的特徴	
57	(22)城調査項目案	
58	(23)瀬口先生指摘事項への対応	
59	(24)世帯数の推移	
60	(25)文化庁提出基本計画書(抜粋)	(C)
61	(26)建築基準法適用除外データ	
62	(27)2月28日文化庁相談資料	(C)
63	(28)GHQによる世論操作	
64	(29)文化庁提出基本計画書	(C)
その他業務上、 監督員が必要と 認めたもの	65 1.外付けエレベーター検討	(A)
	66 2.バリアフリー	(C)
上記成果物を受領 した日時がわかるもの	67 成果品目録	(B)'

記号	詳細理由
(A)	従業員等の氏名等に関する部分については、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたいと認められるため(名古屋市情報公開条例第7条第1項第1号)、非公開とします。
(B)	株式会社竹中工務店等の保有する独自の技術等に関する部分は、公にすることにより法人の通常有する競争上の利益が損なわれると認められるため(名古屋市情報公開条例第7条第1項第2号)、非公開とします。
(B)'	行政文書に押印されている代表者印は、法人の内部管理に関する情報であって、公にすることにより当該法人に明らかに不利益を与える可能性があるため(名古屋市情報公開条例第7条第1項第2号)、非公開とします。
(C)	文化庁等との協議内容に関する情報については、当該情報が公開されることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため(名古屋市情報公開条例第7条第1項第4号)、非公開とします。
(D)	工事費の積算等及び株式会社竹中工務店等との会議に関する部分は、公にすることにより名古屋城天守閣整備事業に関する事務の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むため(名古屋市情報公開条例第7条第1項第5号)、非公開とします。

※議事録の音声データにつきましては、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたいと認められるため(名古屋市情報公開条例第7条第1項第1号)及び名古屋城天守閣整備事業に関する事務の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むため(名古屋市情報公開条例第7条第1項第5号)、非公開とします。